

## 利用料金（訪問リハビリテーション）

### 1 基本料金（訪問リハビリテーション費）

	1月の利用料金 自己負担額 (1割負担)	1月の利用料金 自己負担額 (2割負担)	1月の利用料金 自己負担額 (3割負担)	備 考
1回につき	292円	584円	876円	1回20分 ※基本訪問時間は、1日40分ですので、 2回分の料金となります。

### 2 加算料金

介護報酬告示上の金額

サービス提供体制強化加算	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いること。
リハビリテーション マネジメント加算Ⅰ	230円/月	460円/月	690円/月	訪問リハビリテーション計画の定期的評価・見直し。 居宅ケアマネに対するの情報提供。(日常生活上の留意点・介護の工夫) 医師からの指示と記録。
リハビリテーション マネジメント加算Ⅱ	280円/月	560円/月	840円/月	医師からの指示と記録。 リハビリテーション会議の開催・利用者の情報共有(居宅ケアマネ他構成員)と記録。 訪問リハビリテーション計画について、利用者・家族への説明・同意を得る・医師への報告。 3月1回以上のリハビリテーション会議の開催・計画の見直し。 居宅ケアマネに対するの情報提供。 下記、①又は②に適合すること ①当訪問リハビリ職員が、サービス計画に位置付けた居宅サービスの従業者とともに利用者宅へ訪問。介護等についての助言を行う。 ②当訪問リハビリ職員が、利用者宅へ訪問し、家族に対して介護等についての助言を行う。 上記、すべての記録。
リハビリテーション マネジメント加算Ⅲ	320円/月	640円/月	960円/月	医師からの指示と記録。 リハビリテーション会議の開催・利用者の情報共有(居宅ケアマネ他構成員)と記録。 3月1回以上のリハビリテーション会議の開催・計画の見直し。 居宅ケアマネに対するの情報提供。 下記、①又は②に適合すること ①当訪問リハビリ職員が、サービス計画に位置付けた居宅サービスの従業者とともに利用者宅へ訪問。介護等についての助言を行う。 ②当訪問リハビリ職員が、利用者宅へ訪問し、家族に対して介護等についての助言を行う。 当事業所の医師が、利用者・家族に対して訪問リハビリテーション計画内容を説明・同意を得る。 上記、すべての記録。
リハビリテーション マネジメント加算Ⅳ	420円 /3月毎	840円 /3月毎	1,260円 /3月毎	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲをすべて適合すること。 訪問リハビリテーション計画等のデータを厚労省に提出。
診療未実施減算	▲20円/回	▲40円/回	▲60円/回	当訪問リハビリテーション事業所の医師が、診療を行っていない利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合。
短期集中リハビリテーション 実施加算	200円/日	400円/日	600円/日	利用者の状態に応じて基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施。 退院(所)又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施する。 リハビリテーションマネジメント加算を同時算定。

### 3 施設での利用料金

運営規程に定めた、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、下記料金が加算されます。

区分(片道の距離)	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
以下、1km増すごとに100円を加算されます。	
消費税は別途	

※事前にご説明させていただき、ご同意を頂いた上での開始とさせていただきます。